

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税29) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動:外)(地方税35)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税、外、事業所税:外))
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 (1) 国税(アまたはイのいずれかを選択) ア 投資税額控除(法人税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税から控除できる。 (ア)機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:15% (イ)建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 イ 特別償却(法人税、所得税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を普通償却限度額(または所得税法の規定による償却費)に加え、法人税額(または所得税)から償却できる。 (ア)機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:34% (イ)建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 (2) 地方税 ア 個人住民税、法人住民税及び事業税 ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) イ 事業所税(那覇市のみ) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。

			《要望の内容》 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和 7 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。 ・その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。 《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 20 条の 16、 地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 附則第 33 条 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局		経済産業政策局 地域産業基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 14 年度 - 産業高度化地域の創設 平成 19 年度 5 年間延長 平成 24 年度 - 産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 - 対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 - 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000 万円超→500 万円超） 平成 26 年度 - 機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超） 平成 29 年度 2 年間延長 令和元年度 2 年間延長 令和 3 年度 1 年間延長 令和 4 年度 3 年間延長（対象業種の追加等） - 課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間		2 年延長（令和 8 年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

			本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源を利用促進することによる新たな価値の創出・普及を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。
			《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） 第2章の5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 （3）地方活性化及び交流の拡大 （個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大） 強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号） 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。）の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政

			令で定めるものに属する事業をいう。 第三節 産業イノベーション促進計画等 (産業イノベーション促進計画の作成等) 第三十五条 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション(産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。)を促進するための計画(以下「産業イノベーション促進計画」という。)を定めることができる。 2 産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。)の区域 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業イノベーション促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四 前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果 五 第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 3～7 (略) (産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等) 第三十五条の三 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置(以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。)を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～10 (略) (課税の特例) 第三十六条 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置
--	--	--	---

			法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針(令和4年5月10日内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 本基本方針及び沖縄県が定める沖縄振興計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むこととする。 (1) 沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4) 産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域を始め豊かな地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する大きなポテンシャルを有している。他方で、地理的不利性等の影響により製造業の構成比が小さく、一人当たり県民所得や生産性が低いなど、様々な課題を抱えている。 このため、外から稼げる収益力の高い企業の誘致・育成、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興、産学官金の連携強化、デジタル技術の活用や脱炭素化等を通じ、沖縄の特性を踏まえた新たな産業の創出・発展を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発や地域ブランドの強化、海外市場での県産品の販路拡大等を進めることにより、個々の民間事業者にとどまらない地域全体のイノベーションの促進を目指す。 Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項 1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール) (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。
--	--	--	--

			今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。 (略)																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【達成目標】 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 2,068 百万円増加させる。 ・令和 7 年度:1,034 百万円 ・令和 8 年度:1,034 百万円 →累計 2,068 百万円 ※当該達成目標は、沖縄県調査により過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績(47 百万円)を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。 なお、脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合、本特例措置を活用した事業における温室効果ガスは排出量を令和 5 年度までに平成 30 年度比で 8.4%削減すると設定見込みであったが租税特別措置が認められなかったことから達成目標として設定していない。																		
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利活用など「産業イノベーション」に資すると認められる設備投資に係る計画について、沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当該認定プロセスを通じて、当該設備投資が本特例措置の政策目的に合致するか否かを判断するものである。 達成目標としている粗付加価値額の増加を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化の推進につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築の実現に寄与するものである。																		
10	有効性等	① 適用数	1. 過去 5 年間の適用件数実績 (単位:件) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>21</td><td>25</td><td>13</td><td>16</td><td>20</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>5</td><td>6</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td></tr></table> ※国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)		R1	R2	R3	R4	R5	投資税額控除	21	25	13	16	20	特別償却	5	6	4	0	1
	R1	R2	R3	R4	R5																
投資税額控除	21	25	13	16	20																
特別償却	5	6	4	0	1																

		※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。																																																												
		2. 今後の適用件数見込み 令和 6 年度は、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。また、令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」(参照))																																																												
②	適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>332</td><td>135</td><td>42</td><td>84</td><td>124</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>25</td><td>233</td><td>107</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>46</td><td>42</td><td>5</td><td>6</td><td>-</td></tr><tr><td>事業税(地方 法人特別税を 含む)</td><td>10</td><td>17</td><td>9</td><td>0</td><td>-</td></tr></table> ※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」(総務省) ※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。 ※統計が未公表であること等により算定できないものについては「-」と記載 ＜措置実施計画の認定件数(令和元年度～令和 5 年度)＞ (単位:件) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>製造業</td><td>34</td><td>36</td><td>35</td><td>19</td><td>46</td></tr><tr><td>電気業</td><td>24</td><td>30</td><td>22</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>62</td><td>72</td><td>64</td><td>39</td><td>66</td></tr></table> (出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」 ＜令和 5 年度認定事業者の設備投資状況＞ ・製造業 5,466 百万円(46 件)→1 件あたり約 119 百万円 ・電気業 16,718 百万円(17 件)→1 件あたり約 983 百万円 (出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」 2. 今後の適用見込み 令和 6 年度は、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。また令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)		R1	R2	R3	R4	R5	投資税額控除	332	135	42	84	124	特別償却	25	233	107	0	2	法人住民税	46	42	5	6	-	事業税(地方 法人特別税を 含む)	10	17	9	0	-		R1	R2	R3	R4	R5	製造業	34	36	35	19	46	電気業	24	30	22	17	17	上記以外	4	6	7	3	3	合計	62	72	64	39	66
	R1	R2	R3	R4	R5																																																									
投資税額控除	332	135	42	84	124																																																									
特別償却	25	233	107	0	2																																																									
法人住民税	46	42	5	6	-																																																									
事業税(地方 法人特別税を 含む)	10	17	9	0	-																																																									
	R1	R2	R3	R4	R5																																																									
製造業	34	36	35	19	46																																																									
電気業	24	30	22	17	17																																																									
上記以外	4	6	7	3	3																																																									
合計	62	72	64	39	66																																																									

		③ 減収額	1. 過去 5 年間の減収額実績 (単位: 百万円) <table><tr><td></td><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5 (見込み)</td></tr><tr><td colspan="2">投資税額控除</td><td>332</td><td>135</td><td>42</td><td>84</td><td>124</td></tr><tr><td colspan="2">特別償却</td><td>25</td><td>55</td><td>25</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">法人 住民 税</td><td>投資 税額 控除</td><td>43</td><td>11</td><td>3</td><td>6</td><td>9</td></tr><tr><td>特別 償却</td><td>3</td><td>3</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">事業税(地方法 人特別税を含 む)</td><td>10</td><td>14</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>412</td><td>396</td><td>167</td><td>90</td><td>135</td></tr></table> ※投資税額控除及び特別償却について、令和元年から令和 4 年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算出。令和 5 年度は、沖縄県調査に基づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、令和元年度以降 23.2%として試算。 ※法人住民税及び事業税について、令和元年度から令和 4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※令和 5 年度の法人住民税は国税の減収額に税率 7%を乗じて算出。 ※令和 5 年度の事業税は特別償却の適用額に税率 6.47%を乗じて算出。 2. 今後の減収額の見込み また、令和 6 年度・令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 12 百万円(投資税額控除 11 百万円、特別償却 1 百万円)、事業税 1 百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7%を乗じた額) (事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額)			R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)	投資税額控除		332	135	42	84	124	特別償却		25	55	25	0	2	法人 住民 税	投資 税額 控除	43	11	3	6	9	特別 償却	3	3	7	0	0	事業税(地方法 人特別税を含 む)		10	14	8	0	0	合 計		412	396	167	90	135
				R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)																																											
投資税額控除		332	135	42	84	124																																													
特別償却		25	55	25	0	2																																													
法人 住民 税	投資 税額 控除	43	11	3	6	9																																													
	特別 償却	3	3	7	0	0																																													
事業税(地方法 人特別税を含 む)		10	14	8	0	0																																													
合 計		412	396	167	90	135																																													
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和 4 年度 ▲55,385 百万円、令和 5 年度 53,502 百万円と合計 ▲1,883 百万円となった。 (出所)沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 社)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額) 《達成目標に対する租税特別措置法等の直接的効果》																																																	

沖縄県の調査では、本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和4年度▲55,385百万円、令和5年度53,502百万円と合計値は▲1,883百万円であり、達成目標2,726百万円の実現には至っていない。

(単位:百万円)

	R4	R5	合計
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (達成目標)	1,363	1,363	2,726
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (実績)	▲55,385	53,502	▲1,883

(出所)沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 社)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)
平成 24 年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

また、当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和4年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

令和元年度から令和5年度までに本特例措置を活用した企業数は111社で、これらの企業による設備投資額は584億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成28年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成27年度まで本制度を活用していた事業者が、平成28年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。

実績・見込み

(単位:社、百万円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用事業者数 (指標)	60	70	82	—	—	—
活用事業者数 (実績)	26	31	17	16	21	—
活用事	—	—	—	—	—	22

業者数 (見込)						
設備投資額 (指標)	23,463	27,373	32,066	—	—	—
設備投資額 (実績)	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	11,569

※R1 年度から R3 年度まで活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したものの。R4 年度から R6 年度は試算がなく「-」とした。

※活用事業者数(実績)は、R1 年度から R4 年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度沖縄県調査より

※R6 年度活用事業者数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

※設備投資額(実績)は、産業イノベーション促進地域の実施状況より

※R6 設備投資額(見込)は、R1 年度から R5 年度までの設備投資額の合計 58,370 百万円を活用事業者数の合計 111 件で除した 525 百万円に R6 年度活用事業者数(見込)22 件を乗じて算出

なお、本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。

＜令和 6 年度以降の達成見込み＞

本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 3,102 百万円増加させる。

- ・令和 6 年度:1,034 百万円
- ・令和 7 年度:1,034 百万円
- ・令和 8 年度:1,034 百万円

→累計 3,102 百万円

※当該達成目標は、沖縄県調査により平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績(47 百万円)を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。

平成 24 年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和 4 年は燃料費高騰の影響

を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 2 類から 5 類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

(単位:百万円)

	R4	R5	合計	平均/者
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (達成目標)	1,363	1,363	2,726	47
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (実績)	▲55,385	53,502	▲1,883	▲47

(出所)計画認定を受けた先の付加価値額の増加額

沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 社)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)

○制度が延長できない場合の影響

沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査」によると、事業者においては、新たな設備投資により、生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。

本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。

○特別償却の適用実績が僅少な理由

本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。

過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状況等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察されるが、研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する

			設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択適用を継続することが必要であると考えられる。
		⑤ 税込減を是認する理由等	本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術等の向上や地域資源を活用した新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近 5 年間（令和元年度から令和 5 年度）で、本特例措置を活用して年平均 117 億円の設備投資が実施されている。 本特例制度に係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられ、加えて、足元、コロナ禍を経て回復しつつある企業の設備投資意欲に対するインセンティブとして必要性を増しているところである。 この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業等の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し、依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げてきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構造の実現を目指すこととしている。 以上より、本特例措置は税込減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引する地域産業のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものである。 これらの制度は、活用する事業者に対して、効果的にインセンティブを与え設備投資を促す手段となっている。特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができことから税制措置の方が適当である。 また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最低限の措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県の経済振興の一翼を担う移住型産業として成長できるよう支援を行っている。 なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域

			及び経済金融活性化特区があるが、これらの制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。 一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しうる地域経済のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 10)